

第1-1 児童相談所の強化等に向けた取組

第1-1-1 県(児童相談所)における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- 児童虐待防止対策については、平成30年に発生した東京都目黒区児童虐待死亡事件を受けて、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定、以下「プラン」という。)が策定され、児童相談所の体制と専門性強化等を一層進めていくことが示されました。
- そうした中でも、全国で児童虐待死亡事件が後を絶たない状況を鑑み、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」(平成31年2月8日関係閣僚会議決定)や「児童虐待防止対策の抜本的強化」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)等が策定され、児童相談所の抜本的体制強化など対策の強化が示されました。
- 本県では、これまでも児童相談所の体制整備に取り組んできましたが、プランや通増傾向が続く児童虐待相談に対応するため、更なる体制強化が求められてきました。
- 以上を踏まえ、現行計画では、プランで示された職員の配置基準に基づき、「児童福祉司の配置率」「指導教育担当児童福祉司(スーパーバイザー)の配置率」「児童心理司の配置率」を目標指標に設定しましたが、図表(1-1-1)のとおり、全ての項目でR6目標を達成する見込です。
- 要因としては、平成23年に発生した別府市児童虐待死亡事件を受けて策定した再発防止策に真摯に取り組む、本県で二度と児童虐待死亡事件を起こさないという強い決意のもと、児童相談所の体制強化について、県の組織内で理解醸成が図られたことによるものです。

(図表1-1-1) 現行計画の達成見込

項目	R4	R5	R6見込(目標)		
児童福祉司の配置率	100% (59人)	100% (69人)	100% (78人)	(配置基準以上)	達成見込
指導教育担当児童福祉司(スーパーバイザー)の配置率	100% (10人)	100% (10人)	100% (10人)	(配置基準以上)	達成見込
児童心理司の配置率	109% (25人)	108% (28人)	100% (35人)	(配置基準以上)	達成見込

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ、()内は配置職員数

2 地域の現状

- 本県では、児童相談所を2か所(中央、中津)設置しています。

- ・平成23年に発生した別府市児童虐待死亡事件を受け、県が大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会の意見等を踏まえとりまとめた再発防止策は、「情報共有の徹底」「関係機関同士の緊密な連携による支援の強化」「相談支援技術向上のための研修の強化」を柱とし、24年度から児童相談所において児童虐待防止に向けた取組を強化してきました。
- ・国においては、児童相談所や市町村の組織体制強化を計画的に進め、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府庁連絡会議決定、以下「新プラン」という。）が策定され、令和8年度までの間、児童相談所の児童福祉司やスーパーバイザー、児童心理司の更なる増員のほか、弁護士との配置、一時保護の体制強化、AI等の活用による児童福祉司等の負担軽減などが示されました。
- ・一方で、児童相談所の虐待相談対応件数は遞増傾向が続いており、虐待により子どもが死亡する事件が全国で後を絶ちません。そのような中、本県においても、令和5年1月に中津市で7歳女児が実母から殺害されるという痛ましい虐待死亡事件が発生しました。
- ・当該事件を受け、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会がとりまとめた「虐待が疑われる重大事例等検証報告書」（令和5年10月16日）では、児童相談所が本事案の発生を予測し、防止することはかなり困難であったと総括したうえで、再発防止に向けた提言として、児童相談所の体制強化や関係機関との更なる協働が示されました。
- ・従前より、児童相談所には精神科医師等を非常勤配置し、子どもや保護者の状態等について医学的見地からの助言を得て相談援助業務に生かしており、令和6年度から精神科医師等を増員のうえ月勤務日数の延伸（中央：4日から5日へ、中津：2日から3日へ）を図っています。
- ・また、精神医療分野のアセスメント能力及び対応力向上を図るため、令和6年度から新たに児童心理司を精神科医療機関に研修派遣しています。
- ・子どもの健康チェックや感染症対策など保健衛生上の必要性から、一時保護所では常勤保健師を配置してきましたが、精神的に不安定な保護者等への支援にあたっては母子保健や精神保健福祉分野からの技術的助言が必要なため、令和元年度に中津児童相談所に保健師を配置し、中央児童相談所においても保健師の増員を進めています。
- ・また、両児童相談所に非常勤弁護士を輪番配置していますが、近年、法的対応が必要な困難事例が増加していることを踏まえ、令和元年度から非常勤弁護士の配置日数を倍増しています。
- ・現在、本県では、児童福祉司、児童心理司、市町村支援児童福祉司、里親養育支援児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザーについては、いずれも新プランなど国が示した職員配置基準を満たしていますが、現体制を過信することなく、量のみならず質の向上も踏まえた組織力の強化を進めていく必要があります。
- ・新任の児童福祉司等が相談援助活動を行うに際し必要となる知識や技術の習得を目的として、児童福祉司任用前・任用後研修の受講に加え、日頃より経験豊富な児童福祉司によるOJTを行っています。

また、困難事例により確実に対応するためには職員のスキルアップをはじめ、相談援助業務において的確な支援を実施できる十分な知識や技術を身に付ける必要があるため、長く経験を積んだ職員の更なる資質向上策として、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を検討する必要があります。

- ・ さらに、専門的知見を持つ人材の確保・育成に計画的に取り組むため、令和6年度から新たに福祉専門職の採用試験を実施しています。
- ・ こどもヒアリングでは、担当の児童福祉司や児童心理司の理想像について、「話（自分のこと）を理解してくれる人」という声が多くありました。一方で、人事異動等で定期的に担当者が変わることへの不満や、「若い人だと心配」「約束を破られ信頼できなくなった」「（措置先を）勝手に決められた」「反抗的で決めつけたような言い方や聞き方をされた」など、自身への対応や処遇に関する不満の声も多くありました。中には、「自分のために一生懸命動いてくれる今のケースワーカーに感謝している」といった声もあり、こどもの最善の利益を第一に、引き続き、こどもや家庭の支援を行うことができる児童福祉司等の育成など児童相談所の体制強化を進めていく必要があります。

(1) 資源の必要量等

- ・ 児童相談所の管轄人口については、両児童相談所ともに50万人以下を資源の必要量等とします。
- ・ 第三者評価を実施している児童相談所数については、両児童相談所を想定し、2か所を資源の必要量等とします。
- ・ 児童福祉司、児童心理司、市町村支援児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザーの配置数については、新プランや今後国において検討することとされている新プランの見直しに基づく配置基準以上を資源の必要量等とします。
- ・ 医師、保健師、弁護士配置数については、それぞれ8名、4名、18名を資源の必要量等とします。
- ・ こども家庭福祉行政に携わる県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修）の受講者数について、前者については延べ1,450人、後者については若干名を資源の必要量等とします。
- ・ 専門職採用者数については、福祉専門職採用試験の実施による若干名を資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 児童相談所の管轄人口については、中央児童相談所(10市3町1村)は882,334人(県全体の80.5%)で、うち18歳未満のこども数は125,806人(同79.9%)を占めており、中津児童相談所(4市)は213,901人(同19.5%)、うち18歳未満のこども数は21,372人(同20.1%)を占めています。なお、中央児童相談所のうち城崎分室(現大分支所)の管轄人口については、472,606人で、うち18歳未満のこども数は74,194人を占めています。(県統計調査課「大分県の人口推計(令和5年10月1日時点)」)

- ・ 第三者評価を実施している児童相談所数については、該当がなく、毎年自己評価を実施しています。
- ・ 児童福祉司、児童心理司、市町村支援児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザーの配置数については、令和6年4月1日時点で、それぞれ78人、35人、1人、10人です。
- ・ 医師については、令和6年7月1日時点で9名（うち1名は保健所兼務）、保健師及び弁護士については、4月1日時点で、それぞれ4名及び18名です。
- ・ こども家庭福祉行政に携わる県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修）の受講者数について、令和5年度実績で、前者については延べ1,476人、後者については制度開始前のため実績がありません。
- ・ 専門職採用者数については、令和6年度から新たに福祉専門職採用試験を実施しています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 児童相談所の管轄人口については、大分市を管轄する児童相談所の設置に向けた検討が、整備すべき見込量等となります。
- ・ 第三者評価を実施している児童相談所数については、2か所が整備すべき見込量等となります。
- ・ 児童福祉司、児童心理司、市町村支援児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザーの配置数については、新プラン及び今後国において検討することとされている新プランの見直しに基づく配置基準以上の配置数が整備すべき見込量等となります。
- ・ 医師、保健師、弁護士の配置数については、現在の整備・取組状況等の維持が整備すべき見込量等となります。
- ・ こども家庭福祉行政に携わる県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修）の受講者数について、前者については現在の整備・取組状況等の維持が、後者については若干名が整備すべき見込量等となります。
- ・ 専門職採用者数については、福祉専門職採用試験を継続実施することが整備すべき見込量等となります。

3 整備・取組方針等

- ・ 児童福祉法施行令では、児童相談所が虐待予防や早期発見など、こどもとその家庭に対して専門的な知識・技術を必要とする支援を適切に行うことができるよう、管轄人口はおおむね50万人以下を基本とすべきことが規定されています。大分市を管轄する児童相談所が設置された場合、全ての児童相談所の管轄人口が50万人以下となり、機動性向上のほか、きめ細かな組織マネジメント力の更なる強化に繋がることが期待されます。後述する中核市（大分市）の児童相談所設置に向けた取組に加え、城崎分室（現大分支所）における意思決定等の迅速化を目的とした方策も検討します。
- ・ 令和元年改正児童福祉法に基づき、児童相談所が行う業務の質の評価を行い、その業務の質の向上

を図ることを目的に、両児童相談所においておおむね3年に1回、第三者評価の実施を検討します。
なお、よりきめ細かな評価を目的に、中央児童相談所の受審の際、城崎分室（現大分支所）として個別に第三者評価を実施することを検討します。

- ・ 児童相談所の職員（児童福祉司、児童心理司、市町村支援児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー）は、退職した職員の再雇用や中途採用など即戦力となる人材確保策も含めて、新プランなど国基準以上の配置を行い児童相談所の体制整備に努めます。
- ・ こどもの最善の利益を第一に考慮し、こどもがウェルビーイングの状況を保ち生活できるよう、保護者支援等を含めたケースマネジメントが可能な児童相談所職員の育成を進めるとともに、引き続き、こどもの監護及び教育がこどもの利益のためにされるべきであることを定めた民法（平成23年法律第61号）や、児童に対する虐待の禁止を明文化している「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）等の知識修得を進めます。あわせて、所長など管理職が組織内マネジメントを徹底し、特に、新任児童福祉司等にはスーパーバイザーが丁寧に業務フォロー及びOJTを行うなど、全ての児童相談所職員が働きやすい、風通しの良い雰囲気づくりを目指します。また、職員の希望等に応じて、児童養護施設等と連携した現場実習の機会の提供等について検討します。
- ・ 医師や保健師などについては、引き続き確保に努め、児童相談所の更なる医学的専門性の強化を図ります。特に、精神科医の常勤配置に向けたリクルート活動等に努めます。
- ・ 令和4年改正児童福祉法に基づく一時保護開始時の司法審査が令和7年度までに導入されることも踏まえ、弁護士については、輪番による週勤体制の維持又は拡充を検討します。
- ・ 令和4年改正児童福祉法により新設された認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）は、こども家庭福祉の様々な場面・立場で活用や実践できるソーシャルワークの専門性を担保する有効なツールであるため、児童福祉司スーパーバイザーなどを中心に、実務経験年数等の要件を満たす児童相談所職員の意向を尊重したうえで、研修受講など資格取得に必要な支援を行います。
- ・ 本県では、主に行政職（いわゆる一般事務）として採用された職員が定期異動等で児童相談所に配属され、児童福祉司として業務を行うことが通例です。様々な行政分野を経験することで、より多角的な視点で児童相談所業務を遂行できることが利点として考えられます。
- ・ 一方で、こどもや保護者にとっては、担当児童福祉司が数年で交代することや、相談援助活動の経験が浅い職員が担当することへの不安材料もあります。そのため、児童相談所業務をはじめ、福祉行政の政策形成等にも携わる福祉専門職の採用を継続するとともに、異動サイクルや行政職との配置バランスなど、先行自治体等を参考に引き続き研究します。
- ・ 児童相談所の児童福祉司等の業務負担の軽減と質の向上を目的に、AI等を活用した電話相談内容の書き起こしや緊急度判断ツールの導入などを検討します。

4 評価のための指標

項目			現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段: 定量的な整備目標)				
			R5	R6見込		R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所の管轄人口 (10月1日時点)	中央 (大分支所)	人口	88万人 (47万人)	87万人 (47万人)	50万人以下	(大分市を管轄する 児童相談所の設置)				
	中津	人口	21万人	21万人						
第三者評価を実施している児童相談所数(年度末時点)	所数(か所)	— (自己)	— (自己)	2	2 中央 — 中津 中央 —					
児童福祉司の配置数	人数(人)	69	78	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置					
児童心理司の配置数	人数(人)	28	35	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置					
市町村支援児童福祉司の配置数	人数(人)	1	1	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置					
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	人数(人)	10	10	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置					
医師の配置数	常勤(人)	—	1(兼務) (R6.7.1付)	—	— — — — — —					
	非常勤(人)	6	8	8	— — — — — —					
保健師の配置数	人数(人)	3 (うち1名一時保護所兼務)	4 (うち1名一時保護所兼務)	4 (うち1名一時保護所兼務)	— — — — — —					
弁護士の配置数	常勤(人)	—	—	—	— 国プラン等に基づき配置					
	非常勤(人)	18 (中央:週4回 中津:週1回)	18 (中央:週4回 中津:週1回)	18 (中央:週4回 中津:週1回)	— 国プラン等に基づき配置					
こども家庭福祉行政に携わる県(児童相談所)職員における研修(①児童福祉司任用後研修、②こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修)の受講者数(年度末時点)	①受講者数(延人)	1,476	1,476	1,450	— — — — — —					
	②受講者数(人)	—	—	若干名	若干名 若干名					
専門職採用者数(福祉)	採用者数(人)	—	—	若干名	若干名 若干名					
	割合(%)	—	—	0%超え	0%超え					

※各項目、各年度当初時点

第11-2 中核市の児童相談所設置に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本項は、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(令和6年3月12日付けこ支家第125

号子ども家庭庁支援局長通知)に基づき新たに追加したため、現行計画に記載がありません。

2 地域の現状

- ・ これまで累次の改正児童福祉法で、中核市の児童相談所設置が可能となり(平成16年)、中核市が児童相談所を設置できるよう、政府が児童相談所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講じる(令和元年)こととされました。
- ・ 令和元年6月の県と大分市との政策協議において、大分市が児童虐待防止の取組の更なる強化を目的に児童相談所の設置に向けた検討を進めることについては評価をしつつも、知識や経験を十分に積んだ職員を育て活躍できるようにすることや、要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有の徹底などを考慮して、慎重に進めていく必要があることを確認しました。
- ・ 平成25年度以降、市町村の児童相談援助技術の向上と連携強化を図るため、市町村職員と児童相談所職員との交流型派遣研修を実施していますが、大分市については、26年度及び28年度以降は毎年度実施しており、令和2年度以降は、大分市からの派遣職員数を増員するなど、双方連携のうえ人材育成を図ってきました。
- ・ 令和4年度には、大分市事案を専任する中央児童相談所城崎分室(現中央児童相談所大分支所)を大分市中央子ども家庭支援センター(現大分市中央子ども家庭センター)と同一建物内に設置したことで、合同会議の随時開催による迅速な対応方針の決定や同行訪問等による情報の即時共有、必要な助言・指導など、日常的に双方円滑な連携が可能となりました。
- ・ 令和5年度の児童相談所における虐待相談対応件数は、現行の統計開始以降最多となり、そのうち中央児童相談所対応件数の約6割が城崎分室(現大分支所)の事案であり、引き続き、大分市との連携は必要不可欠です。
- ・ そのような中、令和6年2月の県と大分市との政策協議において、大分市では子ども家庭センターの設置等に取り組むとともに、引き続き、児童虐待防止に対する双方の連携強化を確認しました。
- ・ なお、全国状況として、全62中核市のうち児童相談所を設置している市は、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、兵庫県明石市及び奈良県奈良市の4市となっています(令和5年4月時点)。

3 整備・取組方針等

- ・ 県においては、国の動向を注視しながらも、大分市の意向を最大限尊重したうえで、引き続き人事交流等を通じた大分市職員のスキル向上に努めるなど適切な対応を確実にできる体制づくりに協力していくとともに、大分市における児童相談所設置に向けた検討状況について、情報を共有し、必要な助言等を行います。